

外国人の人権が十分尊重されることを求める意見書

我が国に在留する外国人は近年大きく増加しており、在留外国人数は約 377 万人（令和 6 年 12 月末時点）、外国人労働者数は約 230 万人（令和 6 年 10 月末時点）と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の出入国管理及び難民認定法の改正以降、在留資格「定住者」等の外国人が急増する中、日本語教育や生活支援、子供の教育等の課題は外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受け入れ自治体任せとなっている。

国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

今後、労働人口が減少する日本の中で、外国人に労働力を頼らざるを得ない状況はますます増加することが予想される。

これら様々な国から日本に集まる外国人は、多様な文化や価値観、ライフスタイルを持ち、これらが日本の伝統文化と相まって、自由で豊かな国際文化都市の活力を全国各地で生み出しているともいえる。

一方、全国各地において、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなど、外国人の人権が侵害されている事態が見受けられている。

このことは、人権が尊重され、一人一人が豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現するためにはあってはならないことである。

また、昭和 40 年の第 20 回国連総会で採択された人種差別撤廃条約では、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を講ずることを内容とし、平成 7 年に日本が加入していることから、この条約の理念を国等の政策等として実現しなければならない。

よって、国におかれては、外国人の人権が十分尊重されるよう、ヘイトスピーチ対策を含めた幅広い啓発活動を行うなど、実効性のある政策を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府精華町議会
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務
大臣